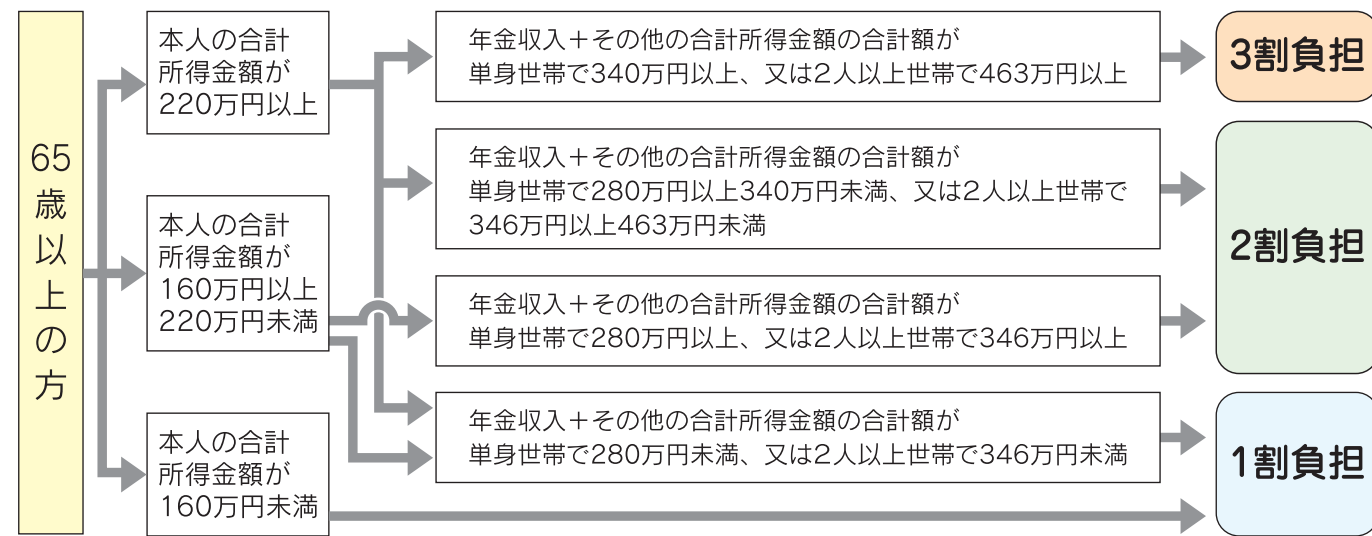


介護サービス・介護予防サービスの利用者負担

ケアプランに基づいて居宅サービスを利用するとき、みなさんがサービス事業者を支払うのは、かかった費用の1割～3割です。認定者には自己負担の割合を記載した「介護保険負担割合証」を発行します。

利用者負担の判定基準



※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担。
 ※合計所得金額については、23ページ左下の説明を参照。
 その他の合計所得金額とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額。

居宅サービスの支給限度額

介護保険の主な居宅サービスを利用する際には、要介護状態区分別に1か月に利用できる限度額(支給限度額)が定められています。

主な居宅サービスの支給限度額		
要介護状態区分	支給限度額	自己負担額(1割の場合)
要支援1	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円

支給限度額を超えてサービスを利用する場合は…

左の表の支給限度額を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者の自己負担となります。
 ※短期入所サービスを利用した場合は、サービス費用の自己負担分のほか、食費、居住費(滞在費)、日常生活費が利用者負担となります。
 ※通所サービスを利用した場合は、サービス費用の自己負担分のほか、食費、日常生活費が利用者負担となります。

支給限度額とは別枠となるサービス

以下のサービスは、居宅サービスの種類に含まれていますが、支給限度額とは別枠となります。

- 福祉用具購入費(介護予防福祉用具購入費)の支給
- 住宅改修費(介護予防住宅改修費)の支給
- 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)
- 特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)



介護保険で利用できる主なサービスと費用の目安

「認定」を受けるとサービスの中から選択して利用できます。

介護給付

※要介護1～5の方が利用できます。

金額はそれぞれのサービスを利用したときにかかる費用のおおよその目安です。()内の数字は利用者負担の目安です。1割負担の例。>

【訪問介護(ホームヘルプサービス)】

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介護や調理、掃除などの生活援助を行います。また、通院などのための乗車又は降車を含めた介助もあります。

●身体介護 1回につき ()内は利用者負担		●生活援助 1回につき ()内は利用者負担	
20分以上30分未満	2,500(250)円	20分以上45分未満	1,830(183)円
30分以上1時間未満	3,960(396)円	45分以上	2,250(225)円

※以降、サービス提供時間に応じて30分ごとに料金が加算されます。
 ※早朝、夜間、深夜は加算料金がかかります。

※「45分以上」以降の単位の設定はありません。
 ※早朝、夜間、深夜は加算料金がかかります。



●通院等乗降介助 ()内は利用者負担

1回につき	990(99)円
-------	----------

※移動に要する料金は、別途自己負担が必要です。

【訪問入浴介護】

浴槽などの入浴設備を家庭に持ち込んで、入浴の介護を行います。



()内は利用者負担	
1回につき	12,600(1,260)円

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

()内は利用者負担		
1月につき	介護・看護利用	介護のみ利用
要介護1	83,120(8,312)円	56,970(5,697)円
要介護2	129,850(12,985)円	101,680(10,168)円
要介護3	198,210(19,821)円	168,830(16,883)円
要介護4	244,340(24,434)円	213,570(21,357)円
要介護5	296,010(29,601)円	258,290(25,829)円

【訪問看護】

通院困難な方などに訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが家庭を訪問して、主治医と連携を取りながら療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

●訪問看護ステーションの場合 ()内は利用者負担	
20分以上30分未満	4,700(470)円
30分以上1時間未満	8,210(821)円

●病院又は診療所の場合 ()内は利用者負担	
20分以上30分未満	3,980(398)円
30分以上1時間未満	5,730(573)円

※以降、サービス提供時間に応じて30分ごとに料金が加算されます。
 ※早朝、夜間、深夜は加算料金がかかります。

【訪問リハビリテーション】

理学療法士や作業療法士又は言語聴覚士が家庭を訪問してリハビリテーションを行います。

()内は利用者負担	
1回につき	3,070(307)円